

わんわんパトロール隊 規定

この規定はわんわんパトロール隊に所属する会員について必要な事項を定める。

第1項 入会および入会金

会員として入会しようとする者は、隊の定める入会申込書を提出し、入会金を納入しなければならない。入会金は、犬一頭当たり1,000円(消費税込)とする。年会費・月会費は無料とする。

第2項 入会の不承認

入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- ・過去に本規定違反などで除名処分を受けたことがある場合
- ・入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
- ・隊のメンバーとして不適切と判断された場合

第3項 活動内容

主に以下の内容を中心に活動を行う。

- ・お散歩時にわんわんパトロール隊の防犯グッズを身につける
- ・散歩中に発見したゴミや排泄物を可能な範囲で処理する
- ・隊のイベントに可能な範囲で参加する
- ・散歩中、地域の子供や高齢者への声掛け活動を行う

第4項 会員譲渡の禁止

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

第5項 私的利用の範囲外の利用禁止

会員は、隊が承認した場合を除き、隊を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者を利用して使用させることもできない。

第6項 会員資格の喪失・除名

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する

- ・隊に所定の退会届を提出したとき
- ・本人あるいは犬が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- ・隊の目的、規定、理念に沿わない言動、行動があったとき

第7項 入会金の返還

退会・資格の喪失・除名等のいかなる理由であっても、既に納入した入会金は一切返還しない。

第8項 再入会

資格を喪失した者が再入会を希望し、隊の代表がそれを認めたときは、再入会を認める。再入会に際しては、第一項に定めた入会金を納める。

活動目的と内容

活動目的

- ・犯罪・事故・災害の被害を未然に防止すること
- ・地域のみなさんの安全に対する関心を高めること
- ・地域の連帯感を醸成すること
- ・地域の犯罪抑止機能を高めること
- ・地域のみなさんの清掃活動や環境美化に関する意識を高めること
- ・犬飼育者のマナー向上

活動内容

- ・お散歩の際にお散歩隊の名札を着用し、パトロール中であることをアピール
- ・お散歩中に会う子供や高齢者への声掛け
- ・不審者、不審車両の通報
- ・隊のイベントに参加する
- ・お散歩中に発見したゴミ、排泄物の処理